

# 入学・進級・卒業に関する認定規程

## 第一章 目的

(目的)

第1条 本規程は専門学校富山ビューティーカレッジ（以下「学校」という。）学則第4章に基づいて入学・進級・卒業に関する適正な認定を執行するために定める。

## 第二章 委員会

(判定委員会)

第2条 入学・進級・卒業に関する適正な認定にあたり判定委員会を置く。

(判定委員)

第3条 判定委員は、理事長、校長、教務主任、各学年担任で構成する。

## 第三章 認定基準

(認定)

第4条 それぞれの認定基準は次の各号とする。

### 一、入学に関する事項

- (1) 学校の理念に適合したもの
- (2) 学生募集要項に基づき書類審査、面接審査、筆記試験（小論文、一般常識）において適合したもの
- (3) 所定の手続きを修了したもの
- (4) その他、必要と認められる審査において適合したもの

### 二、進級に関する事項

- (1) 学年末考査において適正に履修したもの
- (2) 出席数、授業への取り組みにおいて適合したもの
- (3) 学生納付金等を適正に納付したもの
- (4) その他、必要と認められる審査において適合したもの

### 三、卒業に関する事項

- (1) 所定の修業年限以上及び履修時間並びに履修課程を修了したもの
- (2) 学生納付金等を適正に納付したもの
- (3) その他、必要と認められる審査において適合したもの

## 附則

- 1、この規程は平成24年4月1日から施行する。